

鳥取県内にお住まいの学生の皆様、
鳥取県外の大学等へ通う鳥取県出身学生等の皆様へ

大学生等が鳥取県の社会人とつながる 活動支援補助金のご案内

この事業は、若者の将来の本県への定着を目的として、県内の高等教育機関等に在籍する学生や県外の高等教育機関等へ通う本県出身学生及び本県に来県経験のある学生による、本県内で活躍する各界の社会人とつながり本県の暮らし及び仕事を知る活動を支援するため、その経費の一部を補助するものです。

※県内の高等教育機関等：鳥取大学、公立鳥取環境大学、鳥取短期大学、米子工業高等専門学校及び鳥取看護大学など

対象事業例

- 社会人を招いたセミナー及び情報交換会
- 企業訪問と併せ、当該企業の若手社員との交流を行うツアー 等

つながる社会人とは

県内で活躍する各界の社会人で、「学生等がこの人物とつながったら、鳥取で暮らす・働く魅力がよくわかるだろうなあ」と思う人物

例えば、企業経営者、若手社員、農林水産業に従事する若者、地域連携コーディネーター、フリーランスの人、地域づくり活動に取り組む人、移住者、二地域居住者、公務員など

具体的には・・・

- 県が別途作成した一覧に掲載された者
(下記県とっとり暮らし支援課ホームページに掲載)

または

- 事業実施主体からの事前協議を受け県が個別に認めた者 ※原則として、申請予定の20日前までに
(事前協議方法等は「大学生等が鳥取県の社会人とつながる活動支援補助金実施要領」(上記HPに掲載)で規定)



- 1 補助対象経費** つながる社会人招聘経費／主催者の交通費等／先を除く情報交換会等の開催経費／その他事業に必要な経費
※ただし、食糧費及び備品購入費は対象外とする。
- 2 事業実施主体** 県内学生又は県外学生を3人以上含み、かつ、学生が主体的に運営するグループ
- 3 補助金限度額** 1グループ当たり15万円(補助率：10/10)
- 4 満たすべき条件**
 - ①若者が、本県内の様々な分野に関する知識を深め、本県への定着を目指した取組であること。
 - ②10人以上の学生(事業実施主体を含む。)の参加を予定する情報交換会等であること。
 - ③つながる社会人を1人以上招聘すること。
 - ④採択後は、広く参加者を募集すること。

交付要綱等

交付要綱・実施要領は、県とっとり暮らし支援課ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/item/1159211.htm#itemid1159211>



【申請・問い合わせ先】

鳥取県庁とっとり暮らし支援課(〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地)

電話：0857-26-7128 ファクシミリ：0857-26-8196 / 電子メール：tottorigurashi@pref.tottori.lg.jp

※原則として、事業開始の20日前までに申請してください。